第３回太良町議会（定例会第３回）

平成２８年９月５日～９月１６日

議　案

平成２８年第３回太良町議会（定例会第３回）

会期（案）

会　期　　１２日間（9月５日～9月１６日）

日　次	月　日	曜	種　別	開会時刻	摘　　要
第　１　日	9.　5	月	本　会　議	9時３０分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程・町長の提案理由の説明 委員長報告 特別委員会の設置及び付託並びに選任
第　２　日	9.　6	火	（　議　案　調　査　）		
第　３　日	9.　7	水	本　会　議	9時３０分	一　般　質　問
第　４　日	9.　8	木	（　議　案　調　査　）		
第　５　日	9.　9	金	（　議　案　調　査　）		
第　６　日	9.１０	土	休　　会	―	
第　７　日	9.１１	日	休　　会	―	
第　８　日	9.１２	月	委　員　会	9時３０分	決算審査特別委員会
第　９　日	9.１３	火	委　員　会	9時３０分	決算審査特別委員会
第１０日	9.１４	水	委　員　会	9時３０分	決算審査特別委員会
第１１日	9.１５	木	（　議　案　調　査　）		
第１２日	9.１６	金	本　会　議	9時３０分	委員長報告 議　案　審　議

平成２８年第３回太良町議会（定例会第３回）

議事日程第１号

第１日目　　９月　５日（月）　　午前９時３０分開議

日　程	件　　名
日程第　１	会議録署名議員の指名について
日程第　２	会期の決定について
日程第　３	諸般の報告について
日程第　４	議員派遣の件について
日程第　５	議案一括上程 町長提案　　報告第　２号 議案第４５号～議案第５９号 町長の提案理由の説明
日程第　６	委員長報告 総務常任委員会（ 所管事務調査 ） 経済建設常任委員会（ 所管事務調査 ）
日程第　７	議会活性化特別委員会の中間報告について
日程第　８	決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

提　出　議　案　目　録

報告第　２号　平成２７年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第４５号　太良町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第４６号　平成２７年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第４７号　平成２７年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第４８号　平成２７年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第４９号　平成２７年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第５０号　平成２７年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第５１号　平成２７年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第５２号　平成２７年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第５３号　平成２７年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第５４号　平成２８年度太良町一般会計補正予算（第２号）について

議案第５５号　平成２８年度山林特別会計補正予算（第１号）について

議案第５６号　平成２８年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

議案第５７号　平成２８年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第５８号　平成２８年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第１号）について

議案第５９号　平成２８年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第１号）について

上記のとおり

平成２８年９月５日

太良町長　岩　島　正　昭

議 員 派 遣 の 報 告

平成２８年　９月　５日

本議会は、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２３条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

１　平成２８年度　町村議会議員特別セミナー

（１）　目　　的　　地域の活性化や住民ニーズに合致したまちづくりのあり方が課題となっている中、住民の代表である町村議会議員の果たすべき役割を学ぶため。

（２）　派遣場所　　滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」

（３）　期　　間　　平成２８年８月４日、５日

（４）　派遣議員　　川下武則　議員

２　平成２８年度　町村議会議員研修会杵藤地区町村議会議長会議員研修会

（１）　目　　的　　地方自治の振興と住民福祉の増進に寄与するため。

（２）　派遣場所　　ホテルマリターレ創世佐賀

（３）　期　　間　　平成２８年８月２９日

（４）　派遣議員　　全議員

議 員 派 遣 の 件

平成２８年　９月　５日

本議会は、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２３条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

１　平成２８年度　町村議会広報研修会

（１）　目　　的　　議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが要請されていることをかんがみ、議会広報の向上発展に資するため、議会広報実務担当者を対象に開催される研修会。

（２）　派遣場所　　佐賀市「マリトピア」

（３）　期　　間　　平成２８年１０月１１日

（４）　派遣議員　　議会広報編集委員会委員　５人

２　第１９回　市町行政講演会

（１）　目　　的　　地方自治団体に携わるものとしての、職務遂行に必要な知識および諸情報を取得して更なる活性化を図り、住民福祉の向上に資することを目的とした研修会。

（２）　派遣場所　　佐賀市文化会館

（３）　期　　間　　平成２８年１０月２７日

（４）　派遣議員　　全議員

報告第２号

平成２７年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、平成２７年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

別紙

1　健全化判断比率

（単位：%）

区　　分	実質赤字比　率	連結実質赤字比率	実質公債費比　率	将来負担比　率
平成27年度決算に基づく比率	―	―	4.9	―
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「―」は比率が算定されないことを表している。

2　資金不足比率

（単位：千円、%）

区　　分	流動負債等(1)	算入地方債(2)	流動資産等(3)	資金不足額(1)＋(2)－(3)＝(4)	事業の規模(5)	資金不足比率(4)／(5)
水道事業会計	6,715	0	141,081	△134,366	51,112	―
町立太良病院事業会計	65,910	0	1,016,400	△950,490	800,378	―
簡易水道特別会計	93,290	0	102,546	△9,256	61,201	―
漁業集落排水特別会計	106,040	0	110,393	△4,353	7,328	―

※「―」は比率が算定されないことを表している。

議案第４５号

太良町犯罪被害者等支援条例の制定について

太良町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

（提案理由）

犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めたいので、この案を提出する。

別紙

太良町犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）に定める基本理念にのっとり、町における犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等のための施策を推進し、犯罪被害者等の受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2)　犯罪被害者等　犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であって、町内に住所を有するものをいう。

(3)　関係機関等　国、県、警察その他の関係行政機関並びに犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体をいう。

(4)　町民等　町内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び町内において事業活動を行っている者をいう。

（町の責務）

第３条　町は、第１条の目的を達成するため、犯罪被害者等を支援する施策を策定し、及び実施しなければならない。

２　町は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

（町民等の責務）

第４条　町民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第５条　町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

２　町は、前項に規定する相談等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（犯罪被害者等見舞金の支給）

第６条　町は、犯罪被害者等に対して、経済的負担の軽減を図るため、規則で

定めるところにより、次項に規定する犯罪被害者等見舞金を支給するものとする。

２　犯罪被害者等見舞金の種類及び額は、次のとおりとする。

(1)　遺族見舞金　３００,０００円

(2)　傷害見舞金　１００,０００円

（広報及び啓発）

第７条　町は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援等について町民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

（犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合）

第８条　町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等で犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２８年１０月１日から施行する。

議案第４６号

平成２７年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度太良町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第４７号

平成２７年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度太良町山林特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第４８号

平成２７年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第４９号

平成２７年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第５０号

平成２７年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第５１号

平成２７年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第５２号

平成２７年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、平成２７年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案５３号

平成２７年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、平成２７年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第５４号

平成２８年度太良町一般会計補正予算（第２号）

平成２８年度太良町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３４８，２９２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，９４７，７１８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の追加、変更は、「第２表　地方債補正」による。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 地方特例交付金		1，700	△251	1，449
	1. 地方特例交付金	1，700	△251	1，449
9. 地方交付税		2，400，000	26，843	2，426，843
	1. 地方交付税	2，400，000	26，843	2，426，843
13. 国庫支出金		474，706	31，448	506，154
	1. 国庫負担金	350，856	18，173	369，029
	2. 国庫補助金	120，629	13，275	133，904
14. 県支出金		437，977	2，183	440，160
	2. 県補助金	204，569	2，110	206，679
	3. 委託金	21，609	73	21，682
16. 寄附金		150，002	150，000	300，002
	1. 寄附金	150，002	150，000	300，002
17. 繰入金		432，661	106，893	539，554
	1. 特別会計繰入金	466	8，181	8，647

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 基金繰入金	432,195	98,712	530,907
18. 繰越金		30,000	21,609	51,609
	1. 繰越金	30,000	21,609	51,609
19. 諸収入		98,019	75	98,094
	5. 雑入	47,658	75	47,733
20. 町債		517,600	9,492	527,092
	1. 町債	517,600	9,492	527,092
歳入合計		5,599,426	348,292	5,947,718

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		887,930	274,961	1,162,891
	1. 総務管理費	745,519	271,862	1,017,381
	2. 徴税費	107,055	3,087	110,142
	5. 統計調査費	612	12	624
3. 民生費		1,527,998	16,224	1,544,222
	1. 社会福祉費	1,051,439	14,364	1,065,803
	2. 児童福祉費	476,557	1,860	478,417
4. 衛生費		588,009	194	588,203
	1. 保健衛生費	415,904	194	416,098
6. 農林水産業費		451,611	3,185	454,796
	1. 農業費	282,541	50	282,591
	2. 林業費	82,991	3,135	86,126
7. 商工費		218,124	0	218,124
	1. 商工費	218,124	0	218,124

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		400,904	700	401,604
	5. 住宅費	34,565	700	35,265
10. 教育費		737,780	20,350	758,130
	5. 保健体育費	368,310	20,350	388,660
11. 災害復旧費		892	31,616	32,508
	1. 農林水産施設災害復旧費	32	2,056	2,088
	2. 公共土木施設災害復旧費	860	29,560	30,420
12. 公債費		469,216	1,062	470,278
	1. 公債費	469,216	1,062	470,278
歳出合計		5,599,426	348,292	5,947,718

第2表　地方債補正

1　追　加

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道災害復旧事業（現年災）	700	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
道路等災害復旧事業（現年災）	9,000	〃	〃	〃
緊急防災・減債事業	5,800	〃	〃	〃

2 変 更

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	339,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	333,800	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	130,000	〃	〃	〃	129,792	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
8. 地方特例交付金	1，700	△251	1，449	
9. 地方交付税	2，400，000	26，843	2，426，843	
13. 国庫支出金	474，706	31，448	506，154	
14. 県支出金	437，977	2，183	440，160	
16. 寄附金	150，002	150，000	300，002	
17. 繰入金	432，661	106，893	539，554	

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
18. 繰越金	30,000	21,609	51,609	
19. 諸収入	98,019	75	98,094	
20. 町債	517,600	9,492	527,092	
歳入合計	5,599,426	348,292	5,947,718	

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	887,930	274,961	1,162,891	495		154,352	120,114
3. 民生費	1,527,998	16,224	1,544,222	13,275			2,949
4. 衛生費	588,009	194	588,203				194
6. 農林水産業費	451,611	3,185	454,796				3,185
7. 商工費	218,124	0	218,124	785			△785
8. 土木費	400,904	700	401,604				700
10. 教育費	737,780	20,350	758,130			10,000	10,350

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11. 災害復旧費	892	31,616	32,508	19,076	9,700		2,840
12. 公債費	469,216	1,062	470,278				1,062
歳出合計	5,599,426	348,292	5,947,718	33,631	9,700	164,352	140,609

2　歳　入

（款）　8. 地方特例交付金　（項）　1. 地方特例交付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
1. 地方特例交付金	1,700	△251	1,449	1. 地方特例交付金	△251	地方特例交付金
計	1,700	△251	1,449			

（款）　9. 地方交付税　（項）　1. 地方交付税

1. 地方交付税	2,400,000	26,843	2,426,843	1. 地方交付税	26,843	普通交付税
計	2,400,000	26,843	2,426,843			

（款）　13. 国庫支出金　（項）　1. 国庫負担金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
4. 災害復旧費国庫負担金	0	18,173	18,173	1. 公共土木施設災害復旧費負担金	18,173	道路等災害復旧事業費負担金（2/3）
計	350,856	18,173	369,029			

（款）　13. 国庫支出金　（項）　2. 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	11,737	13,275	25,012	1. 社会福祉費補助金	13,275	臨時福祉給付金（10/10）　6,000 年金生活者等支援臨時福祉給付金（10/10）　4,710 地域介護・福祉空間整備推進交付金（国庫繰越分 10/10）　2,565
計	120,629	13,275	133,904			

（款）　14. 県支出金　（項）　2. 県補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. 総務費県補助金	28,025	422	28,447	1. 総務管理費補助金	422	さが未来スイッチ交付金（1/2）
5. 商工費県補助金	830	785	1,615	1. 商工費補助金	785	消費者行政活性化基金事業費補助金（定額）
8. 災害復旧費県補助金	0	903	903	1. 農林水産施設災害復旧費補助金	903	林道災害復旧事業費補助金（1/2）
計	204,569	2,110	206,679			

（款）　14. 県支出金　（項）　3. 委託金

1. 総務費委託金	20,829	73	20,902	5. 統計調査費委託金	73	経済センサス費委託金
計	21,609	73	21,682			

（款）　16. 寄附金　（項）　1. 寄附金

4. ふるさと応援寄附金	150,000	150,000	300,000	1. ふるさと応援寄附金	150,000	ふるさと応援寄附金
計	150,002	150,000	300,002			

（款）　17. 繰入金　（項）　1. 特別会計繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
2. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1,845	1,846	1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,845	後期高齢者医療特別会計繰入金
3. 国民健康保険特別会計繰入金	464	1,984	2,448	1. 国民健康保険特別会計繰入金	1,984	国民健康保険特別会計繰入金
4. 漁業集落排水特別会計繰入金	1	4,352	4,353	1. 漁業集落排水特別会計繰入金	4,352	漁業集落排水特別会計繰入金
計	466	8,181	8,647			

（款）　17. 繰入金　（項）　2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	80,584	88,712	169,296	1. 財政調整基金繰入金	88,712	財政調整基金繰入金
7. 公共施設整備基金繰入金	73,230	10,000	83,230	1. 公共施設整備基金繰入金	10,000	公共施設整備基金繰入金
計	432,195	98,712	530,907			

（款）　18. 繰越金　（項）　1. 繰越金

1. 繰越金	30,000	21,609	51,609	1. 繰越金	21,609	前年度繰越金
計	30,000	21,609	51,609			

（款）　19. 諸収入　（項）　5. 雑入

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
3. 過年度収入	2	75	77	1. 過年度収入	75	過年度収入
計	47,658	75	47,733			

（款）　20. 町債　（項）　1. 町債

6. 災害復旧債	0	9,700	9,700	1. 農林水産施設等災害復旧事業債	700	林道災害復旧事業債(現年災)
				2. 公共土木施設災害復旧事業債	9,000	道路等災害復旧事業債（現年災）
7. 臨時財政対策債	130,000	△208	129,792	1. 臨時財政対策債	△208	臨時財政対策債
8. 過疎対策債	339,600	△5,800	333,800	1. 過疎対策債	△5,800	過疎対策債
9. 緊急防災・減災事業債	0	5,800	5,800	1. 緊急防災・減災事業債	5,800	緊急防災・減災事業債(単独)
計	517,600	9,492	527,092			

3　歳　出

（款）　2. 総務費　（項）　1. 総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	346,232	300	346,532				300	19. 負担金補助及び交付金	300	犯罪被害者等見舞金
4. 企画財政管理費	164,539	115,109	279,648	422			114,687	8. 報償費	75,000	ふるさと応援寄附金謝礼
								9. 旅費	236	普通旅費
								11. 需用費	2,378	消耗品費　893 燃料費　14 印刷製本費　1,471
								12. 役務費	33,273	通信運搬費　32,007 手数料　1,266
								13. 委託料	3,240	インターネット広告委託料
								14. 使用料及び賃借料	124	コピー機リース料
								19. 負担金補助及び交付金	858	全国過疎問題シンポジウム参加負担金　12 さが未来スイッチ交付金事業補助金　846
8. 財産管理費	10,161	2,100	12,261				2,100	15. 工事請負費	2,100	旧太良高校校長宿舎改修事業

（款）　2. 総務費　（項）　1. 総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
14. 下水道等事業基金費	213	4,353	4,566			4,352	1	25. 積立金	4,353	基金積立金
29. ふるさと応援寄附金基金費	150,000	150,000	300,000			150,000		25. 積立金	150,000	基金積立金
計	745,519	271,862	1,017,381	422		154,352	117,088			

（款）　2. 総務費　（項）　2. 徴税費

2. 賦課徴収費	49,221	3,087	52,308				3,087	13. 委託料	728	不動産鑑定評価委託料
								23. 償還金利子及び割引料	2,359	町税過誤納払戻金
計	107,055	3,087	110,142				3,087			

（款）　2. 総務費　（項）　5. 統計調査費

2. 指定統計調査費	580	12	592	73			△61	11. 需用費	12	消耗品費
計	612	12	624	73			△61			

（款）　3. 民生費　（項）　1. 社会福祉費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	213,939	10,794	224,733	10,710			84	11. 需用費	72	消耗品費
								19. 負担金補助及び交付金	10,710	臨時福祉給付金
								23. 償還金利子及び割引料	12	国庫支出金精算返納金
2. 老人福祉総務費	454,814	3,570	458,384	2,565			1,005	13. 委託料	1,005	介護保険システムデータ連携委託料
								19. 負担金補助及び交付金	2,565	地域介護・福祉空間整備推進交付金（国庫繰越分）
計	1,051,439	14,364	1,065,803	13,275			1,089			

（款）　3. 民生費　（項）　2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	81,086	1,860	82,946				1,860	23. 償還金利子及び割引料	1,860	県支出金精算返納金
計	476,557	1,860	478,417				1,860			

（款）　4. 衛生費　（項）　1. 保健衛生費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	72,091	194	72,285				194	19. 負担金補助及び交付金	15	小児時間外診療事業費負担金
								23. 償還金利子及び割引料	179	国庫支出金精算返納金 119 県支出金精算返納金 60
2. 予防費	45,065	0	45,065					13. 委託料	0	施設接種委託料 583 任意予防接種委託料 △583
計	415,904	194	416,098				194			

（款）　6. 農林水産業費　（項）　1. 農業費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 農業振興費	83,263	50	83,313				50	19. 負担金補助及び交付金	50	JAさがみどり地区トレーニングファーム運営協議会負担金
計	282,541	50	282,591				50			

（款）　6. 農林水産業費　（項）　2. 林業費

4. 林道費	19,893	3,135	23,028				3,135	13. 委託料	1,230	林道橋梁点検委託料
								14. 使用料及び賃借料	155	重機借上料
								15. 工事請負費	1,750	林道整備事業
計	82,991	3,135	86,126				3,135			

（款）　7. 商工費　（項）　1. 商工費

1. 商工総務費	98,224	0	98,224	785			△785			財源組替
計	218,124	0	218,124	785			△785			

（款）　8. 土木費　（項）　5. 住宅費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 住宅建設費	26,289	700	26,989				700	17. 公有財産購入費	700	土地購入費
計	34,565	700	35,265				700			

（款）　10. 教育費　（項）　5. 保健体育費

3. 学校給食費	73,065	6,350	79,415				6,350	18. 備品購入費	6,350	給食配送車輌
4. 給食センター建設費	255,258	14,000	269,258			10,000	4,000	15. 工事請負費	14,000	学校給食受入施設整備事業
計	368,310	20,350	388,660			10,000	10,350			

（款）　11. 災害復旧費　（項）　1. 農林水産施設災害復旧費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 林道災害復旧費	0	2,056	2,056	903	700		453	9. 旅費	6	普通旅費
								11. 需用費	50	消耗品費
								15. 工事請負費	2,000	林道災害復旧事業
計	32	2,056	2,088	903	700		453			

（款）　11. 災害復旧費　（項）　2. 公共土木施設災害復旧費

2. 公共土木施設災害復旧費	860	2,300	3,160				2,300	14. 使用料及び賃借料	2,300	重機借上料
3. 道路橋梁等災害復旧費	0	27,260	27,260	18,173	9,000		87	15. 工事請負費	27,260	道路橋梁等災害復旧事業
計	860	29,560	30,420	18,173	9,000		2,387			

（款）　12. 公債費　（項）　1. 公債費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 元金	424,911	1,060	425,971				1,060	23. 償還金利子及び割引料	1,060	起債元金（臨時的なもの）
2. 利子	44,305	2	44,307				2	23. 償還金利子及び割引料	2	起債利子（臨時的なもの）
計	469,216	1,062	470,278				1,062			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位：千円）

区分		前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	補正前 (A)	4,630,074	4,507,677	517,600	417,820	4,607,457
	補正 (B)			△ 208		△ 208
	補正後 (C)	4,630,074	4,507,677	517,392	417,820	4,607,249
(7) 消防	補正前 (A)	444,132	417,083		26,606	390,477
	補正 (B)			5,800		5,800
	補正後 (C)	444,132	417,083	5,800	26,606	396,277
(9) その他	補正前 (A)	2,875,957	2,954,891	469,600	193,030	3,231,461
	補正 (B)			△ 6,008		△ 6,008
	補正後 (C)	2,875,957	2,954,891	463,592	193,030	3,225,453
うち臨時財政対策債	補正前 (A)	2,123,361	2,159,332	130,000	141,168	2,148,164
	補正 (B)			△ 208		△ 208
	補正後 (C)	2,123,361	2,159,332	129,792	141,168	2,147,956
うち過疎対策事業債	補正前 (A)	703,361	756,023	339,600	41,999	1,053,624
	補正 (B)			△ 5,800		△ 5,800
	補正後 (C)	703,361	756,023	333,800	41,999	1,047,824

(単位:千円)

区分		前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
2. 災害復旧債	補正前 (A)	25,642	20,542		7,090	13,452
	補正 (B)			9,700		9,700
	補正後 (C)	25,642	20,542	9,700	7,090	23,152
(1) 農林水産	補正前 (A)	11,225	9,009		2,775	6,234
	補正 (B)			700		700
	補正後 (C)	11,225	9,009	700	2,775	6,934
(2) 土木	補正前 (A)	9,400	9,005		1,787	7,218
	補正 (B)			9,000		9,000
	補正後 (C)	9,400	9,005	9,000	1,787	16,218
合計	補正前 (A)	4,655,716	4,528,219	517,600	424,910	4,620,909
	補正 (B)			9,492		9,492
	補正後 (C)	4,655,716	4,528,219	527,092	424,910	4,630,401

議案第５５号

平成２８年度太良町山林特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度太良町山林特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，４１５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６１，９１５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		25,441	5,415	30,856
	6. 繰越金	1	5,415	5,416
歳入合計		56,500	5,415	61,915

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 資本的費用		52,811	2,707	55,518
	3. 積立金	26	2,707	2,733
3. 予備費		372	2,708	3,080
	1. 予備費	372	2,708	3,080
歳出合計		56,500	5,415	61,915

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	25，441	5，415	30，856	
歳入合計	56，500	5，415	61，915	

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 資本的費用	52,811	2,707	55,518				2,707
3. 予備費	372	2,708	3,080				2,708
歳出合計	56,500	5,415	61,915				5,415

2　歳　入

（款）　2. 事業外収入　（項）　6. 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
1. 繰越金	1	5,415	5,416	1. 繰越金	5,415	前年度繰越金
計	1	5,415	5,416			

3　歳　出

（款）　2. 資本的費用　（項）　3. 積立金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 積立金	26	2,707	2,733				2,707	25. 積立金	2,707	基金積立金
計	26	2,707	2,733				2,707			

（款）　3. 予備費　（項）　1. 予備費

1. 予備費	372	2,708	3,080				2,708			
計	372	2,708	3,080				2,708			

議案第５６号

平成２８年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，８４５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３５，８４５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	1，845	1，846
	1. 繰越金	1	1，845	1，846
歳入合計		134，000	1，845	135，845

歳　出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 諸支出金		255	1,845	2,100
	2. 繰出金	1	1,845	1,846
歳出合計		134,000	1,845	135,845

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
5. 繰越金	1	1，845	1，846	
歳入合計	134，000	1，845	135，845	

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 諸支出金	255	1,845	2,100				1,845
歳出合計	134,000	1,845	135,845				1,845

2　歳　入

（款）　5. 繰越金　（項）　1. 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. 繰越金	1	1,845	1,846	1. 繰越金	1,845	前年度繰越金
計	1	1,845	1,846			

3　歳　出

（款）　4. 諸支出金　（項）　2. 繰出金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般会計繰出金	1	1,845	1,846				1,845	28. 繰出金	1,845	一般会計繰出金
計	1	1,845	1,846				1,845			

議案第５７号

平成２８度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０３，５４８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，９９８，９４９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 繰越金		2	103, 548	103, 550
	1. 繰越金	2	103, 548	103, 550
歳入合計		1, 895, 401	103, 548	1, 998, 949

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 後期高齢者支援金等		162,280	113	162,393
	1. 後期高齢者支援金等	162,280	113	162,393
4. 前期高齢者納付金等		92	22	114
	1. 前期高齢者納付金等	92	22	114
6. 介護納付金		73,829	236	74,065
	1. 介護納付金	73,829	236	74,065
11. 諸支出金		5,769	1,984	7,753
	2. 繰出金	3,164	1,984	5,148
12. 予備費		17,625	101,193	118,818
	1. 予備費	17,625	101,193	118,818
歳出合計		1,895,401	103,548	1,998,949

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
11. 繰越金	2	103,548	103,550	
歳入合計	1,895,401	103,548	1,998,949	

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 後期高齢者支援金等	162,280	113	162,393				113
4. 前期高齢者納付金等	92	22	114				22
6. 介護納付金	73,829	236	74,065				236
11. 諸支出金	5,769	1,984	7,753				1,984
12. 予備費	17,625	101,193	118,818				101,193
歳出合計	1,895,401	103,548	1,998,949				103,548

2　歳　入

（款）　11. 繰越金　（項）　1. 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. 繰越金	1	103,548	103,549	1. 繰越金	103,548	前年度繰越金
計	2	103,548	103,550			

3　歳　出

（款）　3. 後期高齢者支援金等　（項）　1. 後期高齢者支援金等

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 後期高齢者支援金	162,258	113	162,371				113	19. 負担金補助及び交付金	113	後期高齢者支援金
計	162,280	113	162,393				113			

（款）　4. 前期高齢者納付金等　（項）　1. 前期高齢者納付金等

1. 前期高齢者納付金	72	22	94				22	19. 負担金補助及び交付金	22	前期高齢者納付金
計	92	22	114				22			

（款）　6. 介護納付金　（項）　1. 介護納付金

1. 介護納付金	73,829	236	74,065				236	19. 負担金補助及び交付金	236	介護納付金
計	73,829	236	74,065				236			

（款）　11. 諸支出金　（項）　2. 繰出金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
2. 一般会計繰出金	464	1,984	2,448				1,984	28. 繰出金	1,984	一般会計繰出金
計	3,164	1,984	5,148				1,984			

（款）　12. 予備費　（項）　1. 予備費

1. 予備費	17,625	101,193	118,818				101,193			
計	17,625	101,193	118,818				101,193			

議案第５８号

平成２８年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，３５２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１３，３５２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	4，352	4，353
	1. 繰越金	1	4，352	4，353
歳　入　合　計		109，000	4，352	113，352

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		91,091	4,409	95,500
	1. 事業費	91,091	4,409	95,500
3. 予備費		218	△57	161
	1. 予備費	218	△57	161
歳出合計		109,000	4,352	113,352

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
5. 繰越金	1	4，352	4，353	
歳入合計	109，000	4，352	113，352	

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	91,091	4,409	95,500			57	4,352
3. 予備費	218	△57	161			△57	
歳出合計	109,000	4,352	113,352				4,352

2　歳　入

（款）　5. 繰越金　（項）　1. 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
1. 繰越金	1	4,352	4,353	1. 繰越金	4,352	前年度繰越金
計	1	4,352	4,353			

3　歳　出

（款）　1. 事業費　（項）　1. 事業費

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1. 一般管理費	7,876	4,409	12,285			57	4,352	2. 給料	36	一般職給
								3. 職員手当等	21	期末手当 8 勤勉手当 5 退職手当組合負担金 8
								28. 繰出金	4,352	一般会計繰出金
計	91,091	4,409	95,500			57	4,352			

（款）　3. 予備費　（項）　1. 予備費

1. 予備費	218	△57	161			△57				
計	218	△57	161			△57				

補正予算給与費明細書

1　一般職

(1) 総括

（単位：千円）

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1		4,010	2,695	6,705	1,096	7,801	
補正前	1		3,974	2,674	6,648	1,096	7,744	
比較	0		36	21	57	0	57	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	156	944	561			51
	補正前	156	936	556			51
	比較	0	8	5			0

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後		100	883
	補正前		100	875
	比較		0	8

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	36	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	36		
職員手当	21	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	21	期末手当 8 勤勉手当 5 退職手当組合負担金 8	

議案第５９号

平成２８年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，１４９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０３，１４９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２８年９月５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		4，529	3，149	7，678
	3. 繰越金	2，893	3，149	6，042
歳入合計		100，000	3，149	103，149

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		43，338	207	43，545
	1. 総務費	17，391	207	17，598
4. 予備費		3，343	2，942	6，285
	1. 予備費	3，343	2，942	6，285
歳出合計		100，000	3，149	103，149

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	4，529	3，149	7，678	
歳入合計	100，000	3，149	103，149	

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	43,338	207	43,545				207
4. 予備費	3,343	2,942	6,285				2,942
歳出合計	100,000	3,149	103,149				3,149

2　歳　入

（款）　2. 事業外収入　（項）　3. 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
1. 繰越金	2,893	3,149	6,042	1. 繰越金	3,149	前年度繰越金
計	2,893	3,149	6,042			

3　歳　出

（款）　1. 事業費　（項）　1. 総務費

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 総務費	17,391	207	17,598				207	2. 給　料	52	一般職給
								3. 職員手当等	34	期末手当 14 勤勉手当 9 退職手当組合負担金 11
								4. 共 済 費	121	共済組合負担金
計	17,391	207	17,598				207			

（款）　4. 予備費　（項）　1. 予備費

1. 予備費	3,343	2,942	6,285				2,942			
計	3,343	2,942	6,285				2,942			

補正予算給与費明細書

2　一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	2		6,844	4,986	11,830	1,996	13,826	
補正前	2		6,792	4,952	11,744	1,875	13,619	
比較	0		52	34	86	121	207	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	270	1,569	930			206
	補正前	270	1,555	921			206
	比較	0	14	9			0

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後		505	1,506
	補正前		505	1,495
	比較		0	11

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	52	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	52		
職員手当	34	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	34	期末手当 14 勤勉手当 9 退職手当組合負担金 11	

追　加　日　程

日　程	件　　名
追加日程第１	発議第２号　太良町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第２	意見書第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

追加提出議案目録

発 議 第２号　太良町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
意見書第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

上記のとおり

平成２８年　９月１６日

太良町議会議長　坂 口 久 信

発議第２号

平成２８年９月１６日

太良町議会議長
坂　口　久　信　様

提出者　太良町議会議員　末　次　利　男

賛成者　太良町議会議員　待　永　るい子
〃　竹　下　泰　信
〃　田　川　　浩
〃　江　口　孝　二
〃　所　賀　　廣
〃　平古場　公　子
〃　川　下　武　則
〃　久　保　繁　幸
〃　下　平　力　人

太良町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第１１２条及び太良町議会会議規則第１４条第２項の規定により、上記の議案を別紙のように提出する。

（別紙）

太良町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）

太良町議会議員政治倫理条例（平成25年太良町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第３条第５号ただし書を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

政治倫理基準の見直しに伴い、太良町議会議員政治倫理条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

意見書第２号

平成２８年　９月１６日

太良町議会議長
坂　口　久　信　　様

提出者　太良町議会議員　　末　次　利　男

賛成者　太良町議会議員　　待　永　るい子
〃　　〃　　竹　下　泰　信
〃　　〃　　田　川　　浩
〃　　〃　　江　口　孝　二
〃　　〃　　所　賀　　廣
〃　　〃　　平古場　公　子
〃　　〃　　川　下　武　則
〃　　〃　　久　保　繁　幸
〃　　〃　　下　平　力　人

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

このような中、社会保障と地方財政を重点分野とした歳出削減に向けた議論がなされている。特に、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入に当たっては、地方の行政コストの差が歳出削減努力以外の要素によるところが大きいことを考慮すべきと考える。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政健全化目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、２０１７年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要である。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項の実現を求める。

記

１．　社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

２．　子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

３．　地方交付税における「トップランナー方式」については、算定や他の業務への導入の検討に際して、地方の行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。

４．　復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の２０１６年度以降も継続すること。また、２０１５年の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

５．　地域間の財源偏在性是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。

６．　地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

７．　地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２８年　９月　　日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣		安倍晋三　様
内閣官房長官		菅　義偉　様
財務大臣		麻生太郎　様
総務大臣		高市早苗　様
内閣府特命担当大臣	（経済財政政策）	石原伸晃　様
経済産業大臣		世耕弘成　様
内閣府特命担当大臣	（地方創生）	山本幸三　様
衆議院議長		大島理森　様
参議院議長		伊達忠一　様